

第4次岩国市男女共同参画基本計画（素案）のパブリックコメントに対する回答

ご意見の内容		市の考え方
1	3計画策定の視点の(2)、重点目標1、重点目標3、重点目標4 ・「働き方を見直す」ことによって「男性が主体的に家庭や地域への参画」をするよう求めることは、「男は仕事、女は家庭」という旧来の性役割を逆転させようという内容で、より男性に負担を強いるものになっていない。これでは、男性という被差別階級を生み出すことにつながり、子どもが男女共同参画というものの自体を忌避することを生み出しかねない。男性の家庭と社会への参画によって、これまで男性が負ってきたものを女性がどう負担するのかということになるが、こうした視点を欠いているため左記の重点目標からは単なる女性比率の追及や、男性と社会の意識を変えようという研修だけに終始しているように見受けられる。負担に耐える能力は個人によって違うという認識と、性差による能力の平均値というものを考慮した上で改めて計画と目標を定めるべきである。	私たちが目指す男女共同参画社会は、男女がともに仕事と家庭を両立し、地域活動への参画や自己啓発に取り組むことのできる、暮らしやすい社会です。しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識やそれに基づく男性の長時間労働を前提とした従来の働き方がそれを困難にしています。男女がともに、個人の様々な状況に応じて「仕事」と「家庭生活」のバランスがとれる多様なライフコースを選択できるようにするためには、「仕事」か「家庭生活」のいずれか一方を優先せざるを得ない状況を見直す必要があるのです。 「働き方を見直す」ことは、『男は仕事、女は家庭』という旧来の性役割を逆転させようという仕事もせよというのではなく、男性が主体的に家庭や地域に参画する可能性を広げ、意欲を高めることにつながります。また、男性の家庭と社会への参画は、夫婦双方の満足度の向上や子どもへの好影響、さらには男性の職業生活への好影響と女性の活躍推進による企業の業績への好影響等、多くのメリットも指摘されております。 なお、個々の家庭において「男は仕事、女は家庭」という生活状況があったとしても、それが男女双方の希望に適っているのであれば、男女共同参画の観点からしても何ら問題はありません。本市では、男女がともに多様な生き方を選択できる環境を整えることの大切さを理解していただけるよう、取り組んでまいります。
2	3計画策定の視点の(3) ・世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数における、116位という日本の順位を根拠として改革の必要性を訴えているが、令和5年9月発表の国連統計であるGDIで76位／191か国、GIIで22位／191か国である。国連じたいが出している数字を無視して、国連のいちオブザーバー団体に過ぎない団体の数字だけを取り上げるのは、薄弱かつ偏った情報のみに依拠していると言わざるを得ない。改革の必要性はもとより中身にも影響を及ぼすので、比較検討するべきである。	ご指摘のように、男女共同参画に関する国際的な指数としては、ジェンダー・ギャップ指数（GGI）の他に、ジェンダー開発指数（GDI）やジェンダー不平等指数（GII）があります。 ジェンダー開発指数は、人間開発の3つの基本的な側面である健康、知識、生活水準における女性と男性の格差を測定し、人間開発の成果におけるジェンダー不平等を表す指数で、ジェンダー不平等指数とは、「リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）」、「エンパワーメント」、「労働市場への参加」の3分野において男女の不平等を表す指数です。指数によって、日本の順位が異なっているのは、それぞれが異なる項目によって指数を算出するためです。ジェンダー開発指数とジェンダー不平等指数を発表している国連開発計画（UNDP）は、途上国の貧困根絶や社会開発を促進する機関です。そのため、例えば、ジェンダー不平等指数の項目には途上国の女性問題である「妊産婦死亡率」や「未成年出生率」などが含まれています。 一方、ジェンダー・ギャップ指数を発表している世界経済フォーラムは、政治・経済・学術分野の指導者層交流促進を目的とした団体で、その指数は政治経済面を重視するため、大臣や管理職の男女比率などの項目が含まれています。 ご指摘の箇所（P17）は、政策および方針決定の場への女性の参画の推進についての記述ですので、そこではジェンダー・ギャップ指数を引き合いに出すのが適切であると考えております。実際の性差による不平等は様々な視点から慎重に判断する必要がありますが、2006年以降毎年発表されているこの指数は、内閣府男女共同参画局のホームページにおいても「男女共同参画に関する国際的な指数」のトップに掲載されており、実際の社会活動面での格差を知る一つの指標には十分なり得るものと考えております。 なお、ジェンダー・ギャップ指数については、P60に最新の結果を掲載しており、我が国が政治参画および経済参画において低評価となっていることがお分かりいただけるものと考えております。
3	3計画策定の視点の(4)、重点目標9 ・「女性に対するあらゆる暴力の根絶」とあるが、そもそも暴力行為は男女問わず許されないものである。しかし重点目標9においてDV被害をうけた市民のうち女性が21.8%にたいして男性は12.1%と女性の割合に対して半数いるにもかかわらず、言及があるのは女性だけである。暴力は問題行為であり、行政は男女別なく助ける方途を示すべきであって、「女性に」と限定する必要はないばかりか、岩国市のもつ男性への差別意識の発露と捉えられかねず、内容においても不適切きわまりないもので、修正されるべきである。	ご指摘のとおり、そもそも暴力行為は男女を問わず許されないものです。近年、女性から男性に対するDV被害も増えており、「男が女にやられるなんてかっこ悪い」という固定観念から、なかなか打ち明けることができない男性が少なくないことも承知しています。そのため、基本目標3の重点目標9については、山口県男女共同参画基本計画と足並みをそろえ「男女間におけるあらゆる暴力の根絶」としてします。 しかし、国の男女共同参画基本計画において「女性に対する暴力は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けなければならない。」とされているのは、「女性に対する暴力は多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として把握し、対処していくべきである。」と考えられたからです。女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、女性を男性に比べて更に従属的な状況に追い込むものです。男女共同参画基本計画策定の視点としては、やはり「女性に対するあらゆる暴力の根絶」とすることが適切であると考えています。 市としましても、ご指摘を踏まえ、男女問わず相談につながるよう相談窓口の周知に努め、暴力を許さない基盤づくりに向けた、学習機会の提供や啓発に努めてまいります。
4	1ページ4行目 1計画策定の趣旨 ・第2次計画を他の前後の計画と同様に、「第2次岩国市男女共同参画基本計画」として扱うべきではないですか。	ご指摘のとおり「第2次岩国市男女共同参画基本計画」と修正します。

	ご意見の内容	市の考え方
5	7ページ 「高齢化率」の定義 ・用語「高齢化率」の定義に使われている「全人口」は、総務省統計局が使用する「総人口」に修正する方が望ましい。	ご指摘を踏まえ、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）とした上で、グラフの注釈には、「高齢化率＝老年人口÷（総人口－年齢不詳人口）×100」を加えます。
6	7ページ 図１－２の分析 ・この図１－２の分析において最も重要な点が指摘されていないのは残念です。それは、女性の「25～29歳」と「30～34歳」の層が男性に比べかなり少なくなっていることです。これらの年齢階層の女性の市外流出率が高くなっている要因について分析する必要があります。その要因の一つとして、未婚であることが地域の中で生活しにくいという仮説が考えられます。娘が年頃になっても結婚しないと、親や親族がうるさく、また地域社会の人たちから白い目でみられるということに嫌気が差し市外に転居するということもあるのではないのでしょうか。このような女性に対する偏見を無くすことが必要です。	当該年齢層の女性人口が少ない背景には、様々な理由が存在すると考えられますが、地域の中における状況について、現時点ではその仮説を検証するには至っておりません。こうした女性の年齢階層による人口の動向の把握に努めるとともに、ご指摘の点も踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、その理念や固定的な性別役割分担意識などについて理解促進を図ってまいります。
7	7ページ 「人口ビジョン」 ・市は、次の「第3次岩国市総合計画」において、将来人口の推計を行っていますが、その際 2025 年（令和 7 年）の合計特殊出生率を 1.62 と想定しています。この項で上位計画として引用されている「人口ビジョン」の 2025 年（令和 7 年）の特殊出生率 1.92 であるので、この計画期間中の子育て支援策は後退していると受け止めています。したがって、この項で「人口ビジョン」に触れるのは適切でないと考えます。	「岩国市人口ビジョンおよび岩国市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、」の部分につきましては、これまでの流れとして記載しており、また本計画との関係性からも、原案のとおりとさせていただきます。
8	14ページ 第3次岩国市男女共同参画基本計画管理指標達成状況一覧 ・この一覧表の管理指標とその数値について、すべてチェックしたわけではありませんが、パブリックコメントを提言しようとする市民等に対して大変不誠実なものになっていることを申し上げます。 ・具体的に示しましょう。例えば、「一度でも何らかのDVを受けたことのある市民の割合」ですが、この指標に関する質問文は、「ここ 3 年ぐらいの間」と期間を区切っていますが、この指標の文言では、期間が記述されていないので、読み手は「これまで」と受け取ります。この点、加筆修正が必要です。 ・この表頭の 2021 年度の実績値欄の数値は、「17.8%（2022 年度実績）」となっていますが、その原典となる「第1部 市民意識調査（第2章 調査の結果）問 22」の図表や説明文には「17.8%」という数値は出てきません。この数値は、66 ページ＜問 2 2 の①～③のいずれかで「1. 何度も経験した」「2. 1、2度経験した」と答えた方＞の全体N＝152 を 1 ページの「Ⅲ. 回収の結果」の有効回収数 852 で除してパーセンテージで表示したものにになります。この計画書で最も重要な指標の実績値、及びその算出根拠を示さず、読み手の市民等にこのような確認作業をさせる報告書は最低です。	ご指摘を踏まえ、加筆修正させていただきます。
	・そもそもこの指標は、男女計の総数による数値を使うよりも立場の弱い女性に被害者が圧倒的に多いことから、「ここ 3 年ぐらいの間に一度でも何らかのDVを受けたことのある女性の割合」とした方が望ましいと考えます。	遡って、前計画の指標を変更することはできませんが、男女間の違いとご指摘を踏まえ、第4次計画（P67）の管理指標は男女計の数値ではなく、女性の数値に修正させていただきます。
	・もう一つ不可解な指標を示しましょう。それは、「配偶者等からの暴力相談件数」です。この件数は、被害者数に比例するとみられることから少ない方が望ましいと考えていますが、ここで示されている実績値 69 件は、目標値 120 件にはるかに届かず、また基準値 93 件から減少していることにより、評価は「悪化」となっていると解釈できます。 ・「配偶者等からの暴力相談件数」は、増加する方が望ましいという捉え方は全く理解できません。そこで確認のために、内閣府男女共同参画局のホームページを覗いてみましたが、「配偶者からの暴力（DV）相談件数」は減少することが望ましいという記述になっていました。岩国市のこの指標は、どのような概念なのかはっきりと示し、間違いであれば修正してください。 ・この計画において相談件数の増加が望ましいということにしたのであれば、指標は市民意識調査における「被害者の公的相談窓口への相談件数の割合」にすればいいでしょう。	管理指標「配偶者等からの暴力相談件数」について、ご指摘のような問題があることは承知しており、第4次計画の管理指標からは外しております。 しかし、前計画策定時には、相談窓口の周知不足がDVを受けても相談しない人が多い主たる要因の一つと考え、相談窓口の周知徹底と意識啓発により相談件数を増加させることを目標として管理指標を設定しておりました。計画の評価は計画策定時の設定と考え方にに基づき行うのが原則ですので、管理指標達成状況一覧はそのままとさせていただきます。
9	15ページ 岩国市男女共同参画推進条例の基本理念 ・基本理念の2つ目、「社会における制度や慣行についての配慮性別による固定的な役割分担等にとらわれず、男女が共に主体的で自由な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方について考えていきましょう。」ですが、これを「（前略）社会の制度や慣行のあり方について考え、望ましいものに変えていきましょう。」とすべきではないでしょうか。他の基本理念は、それらの実現に向けて前進や進展させていくというものになっていますので、それらと歩調を合わせるべきだと考えます。 ・また、上述の加筆修正を求める根拠として、「重点目標6 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革」の「社会制度や慣行の見直し」という表現は、それらを改善していくという意味合いを持っているということを申し上げます。	ご指摘のとおり修正させていただきます。

	ご意見の内容	市の考え方
10	16～19 ページ 3 計画策定の視点 ・16 ページの「（１）多様性の尊重とSDG s の視点」は、「（１）多様性の尊重」とし、12 行目までの文章とすること。残りの文章は、新たに「（７）SDG s の視点」を立て、その説明文とすること。このようにすることの根拠は、（２）から（６）の項目にも、就業やジェンダー問題、地域社会への参画などについての記述があり、それらをすべて受けて、「（７）SDG s の視点」を記述することが適切だからです。	「多様性の尊重とSDG s の視点」を一つの項目としてまとめたのは、多様性が尊重される社会とSDG s が掲げる「誰一人取り残さない」世界が実質的に同義であることに着目したからです。確かに、SDG s は（２）から（６）の項目にも関連しますが、ここでは、まず多様性の尊重や男女共同参画の目指す「ジェンダー平等」が、他のすべての目標達成に関わる重要な事項であることを明記することが重要であり、そのため、最初の項目で扱う必要があると考えております。
11	19ページ下から 2 行目の文章を21ページ 4 行目に移転 3 計画策定の視点 ・19ページ下から 2 行目の文章「この計画では、重点目標ごとに管理指標を設定し、その現状と目標を明記することによって、指標による計画の進行管理を図ります。」は、ここから削除して、21 ページの3～4 行目文章「（前略）12の重点目標を設定することとします。」の次に移転させることが望ましいです。 ・その理由は、この文章は、「（６）市民、事業者などとの協働」だけでなく、（１）からのすべての項目に対応した文章であり、また 19ページの段階では、「重点目標」という用語が出てきていないということです。	ご指摘のとおり修正させていただきます。
12	20ページ 6 行目 基本目標 1 ・「（前略）多様な考え方を生かしていくことが大切です。」を「（前略）多様な考え方を尊重し生かしていくことが大切です。」と全体のコンテクストから「尊重し」を入れることが望ましいと考えます。	ご指摘のとおり修正させていただきます。
13	20ページ下から 6 行目 基本目標 3 ・「（前略）生涯を通じた健康と、犯罪や暴力のない生活環境を確保（後略）」という「生涯を通じた健康を確保」よりも、「（前略）生涯を通じて健康を増進し、犯罪や暴力のない生活環境を確保（後略）」とする方が前向きな文章になりますので、修正を提案します。	ご指摘のとおり修正させていただきます。
14	23ページ 5～6 行目、8 行目 重点目標 1 ・「（前略）考え方を生かしていくことが大切です。しかし、現実にはさまざまな分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、社会の意思決定に関わる場面（後略）」を「（前略）考え方を尊重し生かしていくことが大切です。しかし、現実にはさまざまな分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、地域や社会の意思決定に関わる場面（後略）」とするのが全体のコンテクストから望ましいです。 ・また同様に、「（前略）社会における意思決定過程（後略）」を「（前略）地域や社会における意思決定過程（後略）」とするのが望ましいでしょう。	ご指摘のとおり修正させていただきます。
15	23ページ 12～15 行目 重点目標 1（１）現状と課題 ・市役所自体が委員の選定を自由にできる審議会などの女性委員の割合を一つの目安として代表指標のように使用するのには適切ではないと考えます。 ・また、これらの委員の割合を算出する際には、分母も分子も市内在住者又は市内就業者に限定しているのでしょうか。分子や分母に市外の人が入っているのは指標として不適切と考えます。 ・「前計画の（審議会等委員に占める女性の割合の）目標値は40％であり、前計画策定時より割合が低くなっていることから、今後も引き続き登用促進の努力が必要です。」という文章には、訴求先が市役所自体ですと白けます。これは、市役所自体が主体的にどうするかを記述すべきではないですか。	審議会などの委員は、関係機関の代表者であったり推薦や公募であったりと、必ずしも市が自由に女性の委員を選定できる状況にないところがあります。また「第5次山口県男女共同参画基本計画」においても「県の審議会などの女性委員の割合」および「市町の審議会等の女性委員の割合」が目標指標として設定されており、それとの整合性の見地からも「審議会などの女性委員の割合」を指標として設定することが必要であると考えております。 なお、審議会などの委員には市外在住者が含まれることもあり、委員割合の算出には市外在住者も含んでおりますが、それが指標として不適切であるとは考えておりません。 「前計画の（審議会等委員に占める女性の割合の）目標値は40％であり、前計画策定時より割合が低くなっていることから、今後も引き続き登用促進の努力が必要です。」という文章については、「現状と課題」についての記述であるため、原案のとおりとさせていただきます。「現状と課題」を踏まえ、市としての取り組みを「施策の基本的な方向性」に記載しております。
16	23ページ 17～20 行目 重点目標 1（１）現状と課題 ・「本市における女性職員の割合」から始まる文章は、「本市」が市役所及び付置機関を指していることは、「岩国市特定事業主行動計画」の中身を知らなかったことから、21 行目の「一方、事業所や地域活動団体など」の用語が出てくるまで分ならず、「市内全事業所における女性職員の割合」と捉えていました。 ・「本市」の意味を分かりやすい用語、例えば「市役所等」にするとともに、令和3年3月改正の「岩国市特定事業主行動計画」についても一般市民等に対して解説が必要だと考えます。 ・20 行目の「さらなる職員の意識改革と人材育成の推進を図る必要があります。」という文章は、市役所自体が計画の策定者、施行者であるなら、主体的な表現にするべきだと考えます。	ご指摘を踏まえ、「本市における女性職員の割合」を「本市職員に占める女性の割合」と修正します。また、「岩国市特定事業主行動計画」については、巻末に掲載予定の「男女共同参画関係用語解説」で説明を加えます。 なお、「さらなる職員の意識改革と人材育成の推進を図る必要があります。」という文章については、前項と同様、「現状と課題」についての記述であるため、原案のとおりとさせていただきます。「現状と課題」を踏まえ、市としての取り組みを「施策の基本的な方向性」に記載しております。
17	24ページ 1 行目 重点目標 1（１）現状と課題 ・「一方、本市内の自治会長のうち女性の割合の「一方」については、前段の文章の始まりにも使用しているの、ここでは「また、地域社会における女性の登用状況をみると」などに替えた方がいいと考えます。	ご指摘のとおり修正させていただきます。

	ご意見の内容	市の考え方
18	26ページ 目標値の設定基準（全般） ・「市職員の女性の管理職の地位に占める割合（特定事業主行動計画に基づく目標）」の令和9年度目標値が18%と設定されていますが、既に令和3年度の基準値（実績値）でほぼ達成されている状況にあります。この目標値の設定に疑問を持ちます。 ・目標値設定の基準やルール、例えば国や県の目標値を使用するとか、市策定上位計画値を使用するとか等々あると思いますが、長期的な視点を持って最終目標値に至る過程において適時適切な基準を設定するルールを示していただきたい。 ・そして、全ての重点目標における各項目の目標値設定の根拠を示していただきたい。	「市職員の女性の管理職の地位に占める割合」の令和9年度目標値は、令和3年3月に策定した特定事業主行動計画の令和7年度の目標値を据え置いたところですが、ご指摘を踏まえ、現状の達成値と特定事業主行動計画の目標値を踏まえた目標値に修正し、管理指標欄の「（特定事業主行動計画に基づく目標）」は削除させていただきます。 目標値設定の基準やルールは、ご承知のとおり、項目によって様々です。市では、国や県の目標値、市の関連計画における目標値、意識調査結果等、諸般の事情を勘案して適切な目標設定に努めております。
19	27ページ下から5行目 重点目標2（1）現状と課題 ・「（前略）男女ともに年齢階層による差が目立っています（図3-4参照）。」を、「（前略）男女ともに年齢階層が上がるにつれて大きく低下する傾向があり、年齢階層による差が目立っています（図3-4参照）。」というように図3-4を的確に分析して説明してもらいたい。	ご指摘のとおり修正させていただきます。
20	28ページ5行目 重点目標2（1）現状と課題 ・「また、事業所に対しては、ワーク・ライフ・バランス推進のための国、県の助成金制度等について周知を図る必要があります。」を書き加えることが望ましい。	ご指摘のとおり追記させていただきます。
21	28～31ページ 重点目標2（1）現状と課題 ・事業所調査の「図3-6『ワーク・ライフ・バランス』推進制度の導入状況」と市民意識調査の「図3-7男女がともに仕事と家庭の両立をしていくための必要条件」をマッチングして比較分析できるような設問設計が必要ではないですか。 ・例えば、市民意識調査の男女がともに必要度が高いとしている「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくる」や「給与などの男女間格差をなくす」などに対応した選択肢を事業所調査の「『ワーク・ライフ・バランス』推進制度の導入状況」の設問に加えるべきだと考えます。	今後の調査票設計にあたっての参考とさせていただきます。
22	55ページ 重点目標6 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革（3）管理指標と数値目標 ・前計画では、管理目標は「社会全体での男女の地位の平等感について、『男性が優遇されている』『どちらかといえば男性が優遇されている』と回答した人の割合」で、その実績値が70.3%、目標値が30%になっていたが、今回の計画では管理指標が「社会通念・慣習・しきたりなどについての男女の地位の平等感について、『男性が優遇されている』『どちらかといえば男性が優遇されている』と回答した人の割合」となり、その実績値が74.8%、目標値が60%に設定されています。これらの2つの管理指標の実績値がともに70%台前半の同程度であるのに、目標値は30%から60%へと2倍にしているのはどのような理由からでしょうか。目標水準が後退しているのは望ましくないと考えます。	前計画における管理指標「社会全体での男女の地位の平等感について、『男性が優遇されている』『どちらかといえば男性が優遇されている』と回答した人の割合」についての目標値については理想論的な数値を掲げておりました。 しかし、今回の市民意識調査結果を見ると、5年程度の期間では市民意識を劇的に変化させることは難しいことを実感せざるを得ませんでした。目標値たるもの、あくまで理想を掲げるべきであるという考え方があることも承知しておりますが、市民意識調査結果に基づく管理指標の今回の目標値設定にあたっては、市民意識調査結果の現実を踏まえ、目標設定の見直しを行いました。ご指摘の目標値については、前計画の類似目標値と比較すると目標水準の後退と感じられるかもしれませんが、5年後の目標水準としては適切な数値であると考えております。
23	67ページ 重点目標9（3）管理指標と数値目標 ・「一度でも何らかのDVを受けたことのある市民の割合」は、市民意識調査の質問文通り、「ここ3年ぐらいの間に一度でも何らかのDVを受けたことのある女性の割合」とすべきです。	ご指摘のとおり修正させていただきます。
24	年次の表現 ・この計画（素案）の年次表現は、基本的に和暦となっていますが、7ページでは和暦（西暦）、例えば平成7（1995）年、令和2（2020）年のように記述されているものもあります。 ・この計画における年次表現は、和暦（西暦）に統一することを提案します。	ご指摘のとおり修正させていただきます。
25	アンケート調査の複数回答・複数選択（MA）の数の明記 ・参考資料の「市民意識調査」や「事業所調査」の集計結果の図表には、回答者が選択肢を複数選択できる場合その数が明記されていますが、計画素案における集計結果の図表には複数回答・複数選択（MA）できるものについてその数が示されていない。このMAの数は、しっかり明記してもらいたい。調査担当者のレベルが低過ぎます。	複数回答・複数選択（MA）の数については、アンケート報告書に明記しておりますので、計画書では省略させていただきます。
26	巻末に用語の解説 ・「岩国市特定事業主行動計画」、「ワーク・ライフ・バランス」をはじめ、「クォータ制」、「デートDV」、「イクボス」、「M字カーブ」などの基本的な用語の解説を巻末に入れてください。	巻末に「男女共同参画関係用語解説」を掲載します。

ご意見の内容	市の考え方
27 政策提言 ・「重点目標 7 人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進」において、「（前略）乳幼児期からの発達段階に応じた人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進が重要です。」という記述があります。この重点目標の実現が、根本的に最も重要なものだと確信しています。 ・近年、幼児教育の重要性は、米国のノーベル経済学賞受賞者のジェームズ・ヘックマンの研究報告により広く認識されるようになっていきます。これは、子どもが将来社会で生き抜いていくためには、学力だけでなく自己肯定感ややり抜く力などの非認知能力が重要であり、この非認知能力の形成には就学前の教育が極めて重要である、というものです。 ・私は、これからの幼児教育には、親子で楽しい運動遊びを体験することにより、体を動かすことや運動に親しむ機会を提供し、そして誰もが気軽に楽しめる運動遊びを伝えることで、その後の日常生活における運動習慣の定着化を図り、ひいては、子どもたちの健やかな心と体を育むことを目指す、「子供の運動遊び定着のための官民連携推進事業」を導入してもらいたいと考えています。その学習・教育手法は、子どもが運動遊び、スポーツの楽しさを追求するところにあると考えています。 ・スポーツ庁のホームページの「スポーツ基本計画」にも、以下のような記述があります。 ・「子どもにとってスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を導ぶ態度や克己心を培うなど人間形成に重要な役割を果たすものである。」 ・「近年、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められる。中学校女子においては、スポーツをほとんどしない子どもが 3 割を超えている。（中略）積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化については、小学校の早い段階からその傾向が認められるとともに、小学校低学年においては、明確な体力の向上傾向は認められないこと等から、幼児期からの積極的な取組が重要となっている。なお、日本学術会議においても幼児の生活全体における身体活動等の促進が提言されている。」 ・〇国は、幼児期における運動指針をもとに実践研究を実施すること等を通じて、全国的に幼児期からの体力向上に向けた取組を促進するための普及啓発を推進する。 〇地方公共団体等においては、幼児期における運動指針を踏まえ、地域の実情に応じて、幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせるための取組を行うことが期待される。」 ・「また、積極的にスポーツを行わない子どもが多くいることから、特にその傾向が中学校段階で顕著となる女子を対象にして、スポーツの楽しさや喜びを味わうことができるようにすることに重点を置く。」 ・スポーツ庁の「スポーツ基本計画」の指摘にもあるように、幼児の運動遊び、女子中学生のスポーツ活動の促進が極めて重要な課題です。 ・女子中学生は、将来の母親候補生です。その母親のスポーツ参加が子どもなど家族のスポーツ喚起に効果的であることから、運動・スポーツ離れの多い女生徒を対象に、勝敗に拘らない、スポーツの楽しみ方を指導する仕組みづくり、例えばスポーツを愛好するきっかけ、スポーツに触れ合うきっかけとなり、いろいろなスポーツを楽しめるクラブの創設などが求められます。 ・スポーツにおける楽しみの追求は、その挑戦性、技術性、規範性とあいまって、自発的な創意・工夫・努力を導き、心身の鍛錬と豊かな学習をもたらします。このようなスポーツの機能は、生涯学習の中核として極めて重要なものであるとともに、青少年の社会教育の観点からみても、あいさつや礼儀作法、頑張る心、仲間への思いやり、勝敗に対する正しい態度、フェアプレイや敢闘精神など、スポーツ活動を通して実践的に獲得できる点で大きな意義を有するものです。 ・故に、男女共同参画社会の実現には、運動遊びを中核とした幼児教育、女子中学生のスポーツ離れ防止対策としてのスポーツの楽しみ、すなわち身体を動かすことの喜び、爽快感、充足感等の楽しみを獲得、体験できる仕組みづくりが求められていると考えます。	政策のご提言ありがとうございます。市としまでも「乳幼児期からの発達段階に応じた人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進」が特に重要であると考えており、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。